

○村上市介護保険条例（抜粋）

平成20年4月1日

条例第160号

改正 平成21年3月27日条例第21号

平成24年3月23日条例第14号

平成25年6月27日条例第40号

（目的）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき村上市（以下「市」という。）が行う介護保険について、法令に定めるもののほか、必要な事項を定め、もって市民の福祉の増進を図ることを目的とする。

（省略）

（運営協議会）

第15条 介護保険事業計画の策定及び評価、介護保険事業の運営その他の介護保険に関する事項を審議するため、村上市介護保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

2 この条例に定めるもののほか、運営協議会に関し必要な事項は、規則で定める。